○柳津町定住促進対策新築住宅補助金交付要綱

平成28年３月25日訓令第20号

改正

平成28年４月１日訓令第29号
平成30年１月16日訓令第１号
令和３年３月19日訓令第31号
令和４年４月１日訓令第20号

柳津町定住促進対策新築住宅補助金交付要綱

（趣旨）

**第１条**　町は、転入人口の増加及び転出人口の抑制を図り、人口減少に歯止めをかけ定住を促進することを目的とし、住宅の新築に要する費用に対し、柳津町補助金等の交付等に関する規則（平成９年規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

**第２条**　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　定住　本町の住民として永住の意思をもって居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条第１項に規定する本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。

（２）　住宅　町内において、専ら人の居住するために所有する家屋をいい、玄関、居室、台所、トイレ及び浴室を有し、利用上の独立性を有するもの（ただし、併用住宅にあっては、居住部分が総床面積の２分の１以上とする。）をいう。

（３）　新築　自己の居住の目的で、本町内の住宅が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後更地となった状態の敷地に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令において適法な一戸建ての住宅を建てることをいう。

（４）　町内建築業者　本町内に本店又は支店を有する法人若しくは本町内に主たる事業所を有する個人の事業者をいう。

（５）　県外移住者　県外から県内に転入して１年以内の者をいう。

（交付対象者）

**第３条**　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）　新築した住宅の所有者であること。

（２）　新築した住宅に10年以上定住する意思があること。

（３）　交付対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録及び定住していること。

（４）　交付対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。

（５）　１世帯に２人以上の交付対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうちの１人とする。

（６）　対象となる工事について、町で実施している他の同様の補助金又は助成金の交付を受ける者は、対象となる工事費より当該補助金又は助成金に係る部分の経費を差し引いた金額が第５条の規定に該当すること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた場合は交付対象とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としないものとする。

（１）　公共事業に伴う住宅の移転補償により住宅を取得した者。

（２）　過去にこの要綱により補助金の交付を受けた者。

（交付対象住宅）

**第４条**　補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、平成28年４月１日以降に当該住宅の土地、設計、建築及び外構工事に係る契約を締結したものをいう。

（補助金の額）

**第５条**　補助金の額は、町内建築業者に請け負わせた住宅は、新築に要した費用の総額（土地の取得費、設計費、建築費及び外構工事（塀、フェンス、門扉、門柱、駐車場、カーポート、庭、植栽等）をいう。土地建物の名義が共有名義のときは、他の共有者の持分に係る部分を含む。以下、「新築費用」という。）に10分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。ただし、町外建築業者に請け負わせた住宅は、新築費用に乗ずる割合を20分の１とする。

２　来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱（平成29年８月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に該当する県外移住者にあっては、前項の規定により算出した補助金の額に、来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成29年８月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）により算出した額を加算する。ただし、加算額は県の予算の範囲内とする。この場合において、同要綱第２条第１項第１号に規定する県の補助基本額に対応する経費は、建物の取得費及び設計費とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

**第６条**　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請の前に柳津町定住促進対策新築住宅補助金事前申込書（様式第１号）を提出し、対象住宅を取得した日から、90日以内に、柳津町定住促進対策新

築住宅補助金交付申請（実績報告）書（様式第２号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　対象住宅の新築に係る請負契約書の写し

（２）　対象住宅の位置図

（３）　対象住宅の平面図

（４）　対象住宅の完成写真

（５）　世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）

（６）　世帯全員の納税証明書（ただし、町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して１年を経過しない者）

（７）　誓約書（様式第３号）

（８）　その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の決定）

**第７条**　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容及び現地を審査し、補助金の交付決定したときは、柳津町定住促進対策新築住宅補助金交付・不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

**第８条**　前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに柳津町定住促進対策新築住宅補助金交付請求書（様式第５号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

**第９条**　町長は、交付対象者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。ただし、町長が災害等やむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

（１）　虚偽の申請又はその他不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　定住した日から10年以内に町から転出したとき。

（３）　定住した日から10年以内に住宅を貸与、売却、譲渡又は取り壊しし居住しなくなったとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、速やかに柳津町定住促進対策新築住宅補助金交付決定取消通知書（様式第６号）により交付対象者に通知するものとする。

３　第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を町長が定めた期限までに返還しなければならない。

４　前項の規定により補助金の返還を命ずる金額は、定住後の年数に応じ、次

のとおりとする。

（１）　１年以内のときは、補助金の全額

（２）　１年を超え２年以内のときは、補助金の10分の９の額

（３）　２年を超え３年以内のときは、補助金の10分の８の額

（４）　３年を超え４年以内のときは、補助金の10分の７の額

（５）　４年を超え５年以内のときは、補助金の10分の６の額

（６）　５年を超え６年以内のときは、補助金の10分の５の額

（７）　６年を超え７年以内のときは、補助金の10分の４の額

（８）　７年を超え８年以内のときは、補助金の10分の３の額

（９）　８年を超え９年以内のときは、補助金の10分の２の額

(10)　９年を超え10年以内のときは、補助金の10分の１の額

（調査）

**第10条**　町長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して担当職員による調査を行わせることができる。

（その他）

**第11条**　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附　則**

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

**附　則**（平成28年４月１日訓令第29号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

**附　則**（平成30年１月16日訓令第１号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

**附　則**（令和３年３月19日訓令第31号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

**附　則**（令和４年４月１日訓令第20号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。